

2023年版 電気設備技術基準とその解釈

追補版

(2022年11月1日～11月30日の改正を追加)

■掲載内容

令和4年経済産業省令第82号 「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」 令和4年11月1日改正 令和4年11月1日施行 電気事業法施行規則	2
経済産業省 20221125 保局第1号 「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」 令和4年11月30日改正 令和4年12月1日施行 電気設備の技術基準の解釈	4
令和4年経済産業省令第88号 「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」 令和4年11月30日改正 令和4年12月1日施行 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気事業法施行規則 電気関係報告規則 電気工事士法施行規則	11 14 23 28
令和4年政令362号 「電気事業法施行令の一部を改正する政令」 令和4年11月30日改正 令和4年12月1日施行 電気事業法施行令	29
令和4年政令364号 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令」 令和4年11月30日改正 令和5年4月1日施行 電気事業法施行令 電気工事士法施行令	31 32

令和 4 年経済産業省令第 82 号
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令
令和 4 年 11 月 1 日改正
令和 4 年 11 月 1 日施行

電気事業法施行規則

改正後	改正前
<p>(託送供給等約款の申請期間) 第 17 条の 8 法第 18 条第 1 項の経済産業省令で定める期間は、4 月 1 日を始期とする 5 年間とする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(託送供給等約款において定めるべき事項) 第 18 条 法第 18 条第 1 項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第 2 条第 1 項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	<p>(託送供給等約款において定めるべき事項) 第 18 条 法第 18 条第 1 項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第 2 条第 1 項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない(同社が前条に規定する振替供給を行わない場合に限る。)</p>
<p>(託送供給等約款の認可の申請) 第 19 条 [略] 一 第 17 条の 3 第 1 項の規定により提出した書類の写し 二 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 三 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 2 [略] 一・二 [略] 三 前条第二号ロの事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、第 17 条の 3 第 1 項の規定により提出した書類の写し(法第 17 条の 2 第 4 項の承認を受けた場合にあっては、第 17 条の 4 第 1 項の規定により提出した書類の写し) 四 前条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 五 [略]</p>	<p>(託送供給等約款の認可の申請) 第 19 条 [略] [新設] 一 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書 2 [略] 一・二 [略] [新設] 三 前条第二号ロの事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)のみの変更を除く。)しようとする場合にあっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類 四 [略]</p>

(託送供給等約款の変更の届出)

第21条 [略]

- 一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金を変更する場合であつて、当該料金が法第17条の2第1項の承認又は同条第4項の変更の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とする場合
- 二 接続供給等利用者の料金の支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「延滞利息」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者を受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき延滞利息を合計した額が増加しないと見込まれる場合

三 [略]

四 前三号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合

五 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

六 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

七～十 [略]

第22条 [略]

一・二 [略]

三 第18条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合にあつては、第17条の3第1項の規定により提出した書類の写し(法第17条の2第4項の承認を受けた場合)にあつては、第17条の4第1項の規定により提出した書類の写し)及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

四 [略]

(託送供給等約款の変更の届出)

第21条 [略]

[新設]

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第28条第2項に規定する電気の買取りに係る離島等におけるインバランス料金の額が減少する場合を含む。)

二 [略]

三 前二号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合

四 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

六～九 [略]

第22条 [略]

一・二 [略]

三 第18条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合(次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。)にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類(同令様式第2を除く。)

四 第18条第二号ロの事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとする場合(次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。)にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

五 [略]

経済産業省 20221125 保局第1号
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令
令和4年11月30日改正
令和4年12月1日施行

電気設備の技術基準の解釈

改正後		改正前	
目次 第1章 [略] 第2章 発電所、蓄電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の施設（第38条―第48条） 第3章～第8章 [略] 別表		目次 第1章 [略] 第2章 発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の施設（第38条―第48条） 第3章～第8章 [略] 別表	
【用語の定義】（省令第1条） 第1条 [略] 一～四 [略] 五 需要場所 電気使用場所を含む1の構内又はこれに準ずる区域であって、発電所、蓄電所、変電所及び開閉所以外のもの 六～三十八 [略]		【用語の定義】（省令第1条） 第1条 [略] 一～四 [略] 五 需要場所 電気使用場所を含む1の構内又はこれに準ずる区域であって、発電所、変電所及び開閉所以外のもの 六～三十八 [略]	
【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項） 第15条 [略] 一・二 [略]		【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項） 第15条 [略] 一・二 [略]	
15-1表		15-1表	
電路の種類		電路の種類	
最大使用電圧が7000V以下の電路		最大使用電圧が7000V以下の電路	
最大使用電圧が7000Vを超え、60000V以下の電路		最大使用電圧が7000Vを超え、60000V以下の電路	
最大使用電圧が60000Vを超える電路	整流に接続する以外の 中性点接地式電路	中性点非接地式電路	試験電圧
		中性点が直接接地されている発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設するもの 最大使用電圧が170000Vを超えるもの	最大使用電圧の0.64倍の電圧
		上記以外の中性点直接接地式電路	最大使用電圧の0.72倍の電圧
		上記以外	最大使用電圧の1.1倍の電圧（75000V未満となる場合は、75000V）
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
最大使用電圧が60000Vを超える電路	整流に接続する以外の 中性点接地式電路	中性点非接地式電路	試験電圧
		中性点が直接接地されている発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設するもの 最大使用電圧が170000Vを超えるもの	最大使用電圧の0.64倍の電圧
		上記以外の中性点直接接地式電路	最大使用電圧の0.72倍の電圧
		上記以外	最大使用電圧の1.1倍の電圧（75000V未満となる場合は、75000V）
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項, 第3項) 第16条 [略] 2～5 [略] 6 開閉器, 遮断器, 電力用コンデンサ, 誘導電圧調整器, 計器用変成器その他の器具(第1項から前項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具(第142条第九号に規定するものをいう。)を除く。以下この項において「器具等」という。)の電路並びに発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線(電路を構成するものに限る。)は, 次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p>	<p>【機械器具等の電路の絶縁性能】(省令第5条第2項, 第3項) 第16条 [略] 2～5 [略] 6 開閉器, 遮断器, 電力用コンデンサ, 誘導電圧調整器, 計器用変成器その他の器具(第1項から前項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具(第142条第九号に規定するものをいう。)を除く。以下この項において「器具等」という。)の電路並びに発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線(電路を構成するものに限る。)は, 次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。</p>
<p>【接地工事の種類及び施設方法】(省令第11条) 第17条 [略] 一・二 [略] 三 接地極及び接地線を人が触れるおそれがある場所に施設する場合は, 前号ハの場合, 及び発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所において, 接地極を第19条第2項第一号の規定に準じて施設する場合を除き, 次により施設すること。 四 [略] 2～6 [略]</p>	<p>【接地工事の種類及び施設方法】(省令第11条) 第17条 [略] 一・二 [略] 三 接地極及び接地線を人が触れるおそれがある場所に施設する場合は, 前号ハの場合, 及び発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所において, 接地極を第19条第2項第一号の規定に準じて施設する場合を除き, 次により施設すること。 四 [略] 2～6 [略]</p>
<p>【高圧の機械器具の施設】(省令第9条第1項) 第21条 高圧の機械器具(これに附属する高圧電線であってケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は, 次の各号のいずれかにより施設すること。ただし, 発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合はこの限りでない。 一～五 [略]</p>	<p>【高圧の機械器具の施設】(省令第9条第1項) 第21条 高圧の機械器具(これに附属する高圧電線であってケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は, 次の各号のいずれかにより施設すること。ただし, 発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合はこの限りでない。 一～五 [略]</p>
<p>【特別高圧の機械器具の施設】(省令第9条第1項) 第22条 特別高圧の機械器具(これに附属する特別高圧電線であって, ケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は, 次の各号のいずれかにより施設すること。ただし, 発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合はこの限りでない。 一～七 [略] 2 特別高圧用の変圧器は, 次の各号に掲げるものを除き, 発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設すること。 一～三 [略]</p>	<p>【特別高圧の機械器具の施設】(省令第9条第1項) 第22条 特別高圧の機械器具(これに附属する特別高圧電線であって, ケーブル以外のものを含む。以下この条において同じ。)は, 次の各号のいずれかにより施設すること。ただし, 発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する場合はこの限りでない。 一～七 [略] 2 特別高圧用の変圧器は, 次の各号に掲げるものを除き, 発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設すること。 一～三 [略]</p>
<p>【特別高圧配電用変圧器の施設】(省令第9条第1項) 第26条 特別高圧電線路(第108条に規定する特別高圧架空電線路を除く。)に接続する配電用変圧器を, 発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所以外の場所に施設する場合は, 次の各号によること。 一～四 [略]</p>	<p>【特別高圧配電用変圧器の施設】(省令第9条第1項) 第26条 特別高圧電線路(第108条に規定する特別高圧架空電線路を除く。)に接続する配電用変圧器を, 発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所以外の場所に施設する場合は, 次の各号によること。 一～四 [略]</p>
<p>【特別高圧を直接低圧に変成する変圧器の施設】(省令第13条) 第27条 [略] 一 発電所, 蓄電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所の所内用の変圧器 二～六 [略]</p>	<p>【特別高圧を直接低圧に変成する変圧器の施設】(省令第13条) 第27条 [略] 一 発電所又は変電所, 開閉所若しくはこれらに準ずる場所の所内用の変圧器 二～六 [略]</p>

<p>【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】(省令第27条の2)</p> <p>第31条 発電所、蓄電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する変圧器、開閉器及び分岐装置(以下この条において「変圧器等」という。)から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値(実効値)が、商用周波数において200μT以下であること。ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】(省令第27条の2)</p> <p>第31条 発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する変圧器、開閉器及び分岐装置(以下この条において「変圧器等」という。)から発生する磁界は、第3項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値(実効値)が、商用周波数において200μT以下であること。ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p>
---	---

<p>【地絡遮断装置の施設】(省令第15条)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 機械器具を次のいずれかの場所に施設する場合</p> <p>イ 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>三～八 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>一 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所にある電路</p> <p>二 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>【地絡遮断装置の施設】(省令第15条)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 機械器具を次のいずれかの場所に施設する場合</p> <p>イ 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>三～八 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>一 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所にある電路</p> <p>二 [略]</p> <p>4 [略]</p>
--	--

36-1表			36-1表		
地絡遮断装置を施設する箇所	電路	地絡遮断装置を施設しなくても良い場合	地絡遮断装置を施設する箇所	電路	地絡遮断装置を施設しなくても良い場合
発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の引出口	発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所から引出される電路	発電所、蓄電所又は変電所相互間の電線路が、いずれか一方の発電所、蓄電所又は変電所の母線の延長とみなされるものである場合において、計器用変成器を母線に施設すること等により、当該電線路上に地絡を生じた場合に電源側の電路を遮断する装置を施設するとき	発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の引出口	発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所から引出される電路	発電所又は変電所相互間の電線路が、いずれか一方の発電所、蓄電所又は変電所の母線の延長とみなされるものである場合において、計器用変成器を母線に施設すること等により、当該電線路上に地絡を生じた場合に電源側の電路を遮断する装置を施設するとき
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
配電用変圧器(単巻変圧器を除く.)の施設箇所	配電用変圧器の負荷側の電路	配電用変圧器の負荷側に地絡を生じた場合に、当該配電用変圧器の施設箇所の電源側の発電所、蓄電所又は変電所で当該電路を遮断する装置を施設するとき	配電用変圧器(単巻変圧器を除く.)の施設箇所	配電用変圧器の負荷側の電路	配電用変圧器の負荷側に地絡を生じた場合に、当該配電用変圧器の施設箇所の電源側の発電所又は変電所で当該電路を遮断する装置を施設するとき

(備考) 引出口とは、常時又は事故時において、発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所から電線路へ電流が流出する場所をいう。

(備考) 引出口とは、常時又は事故時において、発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所から電線路へ電流が流出する場所をいう。

<p>【避雷器等の施設】(省令第49条)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>一 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線の引込口(需要場所の引込口を除く。)及び引出口</p> <p>二～四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>【避雷器等の施設】(省令第49条)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>一 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線の引込口(需要場所の引込口を除く。)及び引出口</p> <p>二～四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

<p>第2章 発電所、蓄電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の施設</p>	<p>第2章 発電所並びに変電所、開閉所及びこれらに準ずる場所の施設</p>
<p>【発電所等への取扱者以外の者の立入の防止】(省令第23条第1項) 第38条 高圧又は特別高圧の機械器具及び母線等(以下、この条において「機械器具等」という。)を屋外に施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所(以下、この条において「発電所等」という。)は、次の各号により構内に取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りでない。 一～四 [略] 2・3 [略]</p>	<p>【発電所等への取扱者以外の者の立入の防止】(省令第23条第1項) 第38条 高圧又は特別高圧の機械器具及び母線等(以下、この条において「機械器具等」という。)を屋外に施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所(以下、この条において「発電所等」という。)は、次の各号により構内に取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じること。ただし、土地の状況により人が立ち入るおそれがない箇所については、この限りでない。 一～四 [略] 2・3 [略]</p>
<p>【蓄電池の保護装置】(省令第44条第1項) 第44条 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設する蓄電池(常用電源の停電時又は電圧低下発生時の非常用予備電源として用いるものを除く。)には、次の各号に掲げる場合に、自動的にこれを電路から遮断する装置を施設すること。 一～四 [略]</p>	<p>【蓄電池の保護装置】(省令第44条第1項) 第44条 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所に施設する蓄電池(常用電源の停電時又は電圧低下発生時の非常用予備電源として用いるものを除く。)には、次の各号に掲げる場合に、自動的にこれを電路から遮断する装置を施設すること。 一～四 [略]</p>

【常時監視をしない蓄電所の施設】(省令第46条第2項)

第47条の3 技術員が当該蓄電所において常時監視をしない蓄電所は、次の各号のいずれかにより施設すること。

- 一 随時巡回方式により施設する場合は、次に適合するものであること。
- イ 技術員が、適当な間隔において蓄電所を巡回し、運転状態の監視を行うものであること。
- ロ 蓄電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。
- (イ) 当該蓄電所に異常が生じた場合に、一般送配電事業者又は配電事業者が電気を供給する需要場所(当該蓄電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。)が停電しないこと。
- (ロ) 当該蓄電所の運転又は停止により、一般送配電事業者又は配電事業者が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。
- ハ 蓄電所に施設する変圧器の使用電圧は、170000V以下であること。
- ニ 他冷式(変圧器の巻線及び鉄心を直接冷却するため封入した冷媒を強制循環させる冷却方式をいう。以下、この条において同じ。)の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合に、逆変換装置の運転を自動停止する装置の施設等により、当該変圧器に流れる電流を遮断するものであること。
- 二 随時監視制御方式により施設する場合は、次に適合するものであること。
- イ 技術員が、必要に応じて蓄電所に向き、運転状態の監視又は制御その他必要な措置を行うものであること。
- ロ 次の場合に、技術員へ警報する装置を施設すること。
- (イ) 蓄電所内(屋外であって、変電所若しくは開閉所又はこれらに準ずる機能を有する設備を施設する場所を除く。)で火災が発生した場合
- (ロ) 他冷式の特別高圧用変圧器の冷却装置が故障した場合又は温度が著しく上昇した場合
- (ハ) ガス絶縁機器(圧力の低下により絶縁破壊等を生じのおそれのないものを除く。)の絶縁ガスの圧力が著しく低下した場合
- (ニ) 逆変換装置の運転が異常により自動停止した場合
- (ホ) 運転操作に必要な遮断器(当該遮断器の遮断により逆変換装置の運転が自動停止するものを除く。)が異常により自動的に遮断した場合(遮断器が自動的に再閉路した場合を除く。)
- ハ 蓄電所の出力が2000kW未満の場合においては、ロの規定における技術員への警報を、技術員に連絡するための補助員への警報とすることができる。
- 二 蓄電所に施設する変圧器の使用電圧は、170000V以下であること。
- ホ 47-10表の左欄に掲げる場合と同表右欄に掲げる動作をする装置を施設するときは、同表左欄に掲げる場合に警報する装置を施設しないことができる。

【新設】

47-10 表

場合	動作
第二号ロ(ロ)	当該設備を電路から自動的に遮断するとともに、逆変換装置の運転を自動停止する。
第二号ロ(ハ)	

- 三 遠隔常時監視制御方式により施設する場合は、次に適合するものであること。
- イ 技術員が、制御所に常時駐在し、蓄電所の運転状態の監視及び制御を遠隔で行うものであること。
- ロ 前号ロ(イ)から(ハ)までに掲げる場合に、制御所へ警報する装置を施設すること。
- ハ 制御所には、次に掲げる装置を施設すること。
- (イ) 蓄電所の運転及び停止を、監視及び操作する装置
- (ロ) 使用電圧が 100 000V を超える変圧器を施設する蓄電所にあつては、次に掲げる装置
- (1) 運転操作に常時必要な遮断器の開閉を監視する装置
- (2) 運転操作に常時必要な遮断器（自動再閉路装置を有する高圧又は 15 000 V 以下の特別高圧の配電線路用遮断器を除く。）の開閉を操作する装置
- (ハ) 二において規定する、蓄電所に必要な装置
- 二 遠隔常時監視制御方式により施設する場合において、前号ロ(ロ)及び(ハ)並びにホの規定は、制御所へ警報する場合に準用する。

[新設]

【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）

第 50 条 発電所、蓄電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する電線路から発生する境界は、第 3 項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において 200 μ T 以下であること、ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2・3 [略]

【特別高圧架空電線路の市街地等における施設制限】（省令第 40 条，第 48 条第 1 項）

第 88 条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ [略]

ロ 電線の地表上の高さは、88-2 表に規定する値以上であること、ただし、発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の構内と構外とを結ぶ 1 径間の架空電線にあつては、この限りでない。（関連省令第 20 条）

[略]

ハ～ト [略]

三 [略]

2 [略]

【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第 27 条の 2）

第 50 条 発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設する電線路から発生する境界は、第 3 項に掲げる測定方法により求めた磁束密度の測定値（実効値）が、商用周波数において 200 μ T 以下であること、ただし、造営物内、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2・3 [略]

【特別高圧架空電線路の市街地等における施設制限】（省令第 40 条，第 48 条第 1 項）

第 88 条 [略]

一 [略]

二 [略]

イ [略]

ロ 電線の地表上の高さは、88-2 表に規定する値以上であること、ただし、発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の構内と構外とを結ぶ 1 径間の架空電線にあつては、この限りでない。（関連省令第 20 条）

[略]

ハ～ト [略]

三 [略]

2 [略]

<p>【電力保安通信用電話設備の施設】(省令第4条, 第50条第1項) 第135条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>イ 遠隔監視制御されない発電所又は蓄電所(第225条に規定する場合に係るものを除く。), ただし, 次に適合するものを除く。</p> <p>(イ) 発電所又は蓄電所の出力が2000kW未満であること。</p> <p>(ロ・ハ) [略]</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>ホ 蓄電制御所(蓄電所を遠隔監視制御する場所をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>へ～チ [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>六 同一電力系統に属し, 保安上, 緊急連絡の必要がある発電所, 蓄電所, 変電所及び変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの, 発電制御所, 蓄電制御所, 変電制御所及び開閉所相互の間</p> <p>七 [略]</p> <p>イ 発電所又は蓄電所, ただし, 次に適合するものを除く。</p> <p>(イ)・(ロ) [略]</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>二 蓄電制御所</p> <p>ホ・へ [略]</p> <p>八 発電所, 蓄電所, 変電所, 変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの, 発電制御所, 蓄電制御所, 変電制御所, 開閉所, 給電所及び技術員駐在所と電気設備の保安上, 緊急連絡の必要がある气象台, 測候所, 消防署及び放射線監視計測施設等との間</p> <p>2 [略]</p>	<p>【電力保安通信用電話設備の施設】(省令第4条, 第50条第1項) 第135条 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>イ 遠隔監視制御されない発電所(第225条に規定する場合に係るものを除く。), ただし, 次に適合するものを除く。</p> <p>(イ) 発電所の出力が2000kW未満であること。</p> <p>(ロ・ハ) [略]</p> <p>ロ～ニ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>ホ～ト [略]</p> <p>二～五 [略]</p> <p>六 同一電力系統に属し, 保安上, 緊急連絡の必要がある発電所, 変電所, 変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの, 発電制御所, 変電制御所及び開閉所相互の間</p> <p>七 [略]</p> <p>イ 発電所, ただし, 次に適合するものを除く。</p> <p>(イ)・(ロ) [略]</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>二・ホ [略]</p> <p>八 発電所, 変電所, 変電所に準ずる場所であって特別高圧の電気を変成するためのもの, 発電制御所, 変電制御所, 開閉所, 給電所及び技術員駐在所と電気設備の保安上, 緊急連絡の必要がある气象台, 測候所, 消防署及び放射線監視計測施設等との間</p> <p>2 [略]</p>
<p>【電気鉄道等に係る用語の定義】(省令第1条) 第201条 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 き電線 発電所, 蓄電所又は変電所から他の発電所, 蓄電所又は変電所を経ないで電車線に至る電線</p> <p>五～八 [略]</p>	<p>【電気鉄道等に係る用語の定義】(省令第1条) 第201条 [略]</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 き電線 発電所又は変電所から他の発電所又は変電所を経ないで電車線に至る電線</p> <p>五～八 [略]</p>

令和 4 年経済産業省令第 88 号
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令
令和 4 年 11 月 30 日改正
令和 4 年 12 月 1 日施行

電気設備に関する技術基準を定める省令

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第 1 条 [略] 一～三 [略]</p> <p>四 「蓄電所」とは、構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数でさらに構外に伝送する所（同一の構内において発電設備、変電設備又は需要設備と電気的に接続されているものを除く。）をいう。</p> <p>五 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するもの（蓄電所を除く。）をいう。</p> <p>六 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、発電所、蓄電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。</p> <p>七・八 [略]</p> <p>九 「電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用場所相互間の電線（電車線を除く。）並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう。</p> <p>十～十九 [略]</p>	<p>(用語の定義) 第 1 条 [略] 一～三 [略] [新設]</p> <p>四 「変電所」とは、構外から伝送される電気を構内に施設した変圧器、回転変流機、整流器その他の電気機械器具により変成する所であって、変成した電気をさらに構外に伝送するものをいう。</p> <p>五 「開閉所」とは、構内に施設した開閉器その他の装置により電路を開閉する所であって、発電所、変電所及び需要場所以外のものをいう。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>八 「電線路」とは、発電所、変電所、開閉所及びこれらに類する場所並びに電気使用場所相互間の電線（電車線を除く。）並びにこれを支持し、又は保蔵する工作物をいう。</p> <p>九～十八 [略]</p>
<p>(公害等の防止) 第 19 条 [略]</p> <p>2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 水質汚濁防止法第 2 条第 8 項に規定する有害物質使用特定施設（次項において「有害物質使用特定施設」という。）を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水（次項において「特定地下浸透水」という。）は、同法第 8 条第 1 項の環境省令で定める要件に該当してはならない。</p> <p>5 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、この限りでない。</p> <p>6 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合しなければならない。</p>	<p>(公害等の防止) 第 19 条 [略]</p> <p>2 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項の規定による特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 水質汚濁防止法第 2 条第 8 項に規定する有害物質使用特定施設（次項において「有害物質使用特定施設」という。）を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から地下に浸透される同項に規定する特定地下浸透水（次項において「特定地下浸透水」という。）は、同法第 8 条第 1 項の環境省令で定める要件に該当してはならない。</p> <p>5 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する有害物質使用特定施設は、水質汚濁防止法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合しなければならない。ただし、発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から特定地下浸透水を浸透させる場合は、この限りでない。</p> <p>6 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に設置する水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に規定する有害物質貯蔵指定施設は、同法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準に適合しなければならない。</p>

<p>7 水質汚濁防止法第2条第4項の規定による指定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>7 水質汚濁防止法第2条第4項の規定による指定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>8 水質汚濁防止法第2条第5項の規定による貯油施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>8 水質汚濁防止法第2条第5項の規定による貯油施設等を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第2条第6項の規定による特定施設等を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第9条第1項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>	<p>9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第2条第6項の規定による特定施設等を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所から排出される排出水は、同法第九条第一項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>
<p>10 [略]</p>	<p>10 [略]</p>
<p>11 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項の規定による特定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第3条第1項の規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する騒音は、同法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>	<p>11 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項の規定による特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第3条第1項の規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する騒音は、同法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>
<p>12 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項の規定による特定施設を設置する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第3条第1項の規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する振動は、同法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>	<p>12 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項の規定による特定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所であって同法第3条第1項の規定により指定された地域内に存するものにおいて発生する振動は、同法第4条第1項又は第2項の規定による規制基準に適合しなければならない。</p>
<p>13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内に施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、電線路又は電力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地（同法第2条第1項の規定によるものをいう。）の崩壊を助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。</p>	<p>13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）内に施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気設備、電線路又は電力保安通信設備は、当該区域内の急傾斜地（同法第2条第1項の規定によるものをいう。）の崩壊を助長し又は誘発するおそれがないように施設しなければならない。</p>
<p>14・15 [略]</p>	<p>14・15 [略]</p>
<p>(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止) 第23条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>12 [略]</p>	<p>(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止) 第23条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

<p>(電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止)</p> <p>第 27 条の 2 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、蓄電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該電気機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該電気機械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において 200 μT 以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(電気機械器具等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止)</p> <p>第 27 条の 2 変圧器、開閉器その他これらに類するもの又は電線路を発電所、変電所、開閉所及び需要場所以外の場所に施設するに当たっては、通常の使用状態において、当該電気機械器具等からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該電気機械器具等のそれぞれの付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において 200 μT 以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(ガス絶縁機器等の危険の防止)</p> <p>第 33 条 発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶縁機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p>	<p>(ガス絶縁機器等の危険の防止)</p> <p>第 33 条 発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設するガス絶縁機器(充電部分が圧縮絶縁ガスにより絶縁された電気機械器具をいう。以下同じ。)及び開閉器又は遮断器に使用する圧縮空気装置は、次の各号により施設しなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p>
<p>(常時監視をしない発電所等の施設)</p> <p>第 46 条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる発電所以外の発電所、蓄電所又は変電所(これに準ずる場所であって、10 万 V を超える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。)であって、発電所、蓄電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと同一の構内、蓄電所又は変電所において常時監視をしない発電所、蓄電所又は変電所は、非常用予備電源を除き、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができるような措置を講じなければならない。</p>	<p>(常時監視をしない発電所等の施設)</p> <p>第 46 条 [略]</p> <p>2 前項に掲げる発電所以外の発電所又は変電所(これに準ずる場所であって、10 万 V を超える特別高圧の電気を変成するためのものを含む。以下この条において同じ。)であって、発電所又は変電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所若しくはこれと同一の構内又は変電所において常時監視をしない発電所又は変電所は、非常用予備電源を除き、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができるような措置を講じなければならない。</p>
<p>(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>一 発電所、蓄電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線引込口及び引出口</p> <p>二・三 [略]</p>	<p>(高圧及び特別高圧の電路の避雷器等の施設)</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>一 発電所又は変電所若しくはこれに準ずる場所の架空電線引込口及び引出口</p> <p>二・三 [略]</p>
<p>(電力保安通信設備の施設)</p> <p>第 50 条 発電所、蓄電所、変電所、開閉所、給電所(電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。)、技術員駐在所その他の箇所であって、一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(電力保安通信設備の施設)</p> <p>第 50 条 発電所、変電所、開閉所、給電所(電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。)、技術員駐在所その他の箇所であって、一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

電気事業法施行規則

<p>(定義) 第1条 [略] 2 [略] 一 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧10万V以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体（蓄電所を除く。）をいう。 二 「送電線路」とは、発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く、以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 三 「配電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 四～七 [略]</p>	<p>(定義) 第1条 [略] 2 [略] 一 「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧10万V以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。 二 「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く、以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 三 「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 四～七 [略]</p>
<p>(蓄電用の電気工作物の範囲) 第47条の13 令第46条第3項の表第十三号(六)の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(保安規程) 第50条 [略] 2 [略] 一～十一 [略] 十二 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 十三～十五 [略] 3 第1項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第42条第1項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、蓄電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。 一～四 [略] 五 発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 六～九 [略] 4～9 [略]</p>	<p>(保安規程) 第50条 [略] 2 [略] 一～十一 [略] 十二 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 十三～十五 [略] 3 第1項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第42条第1項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。 一～四 [略] 五 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 六～九 [略] 4～9 [略]</p>

(主任技術者の選任等) 第52条 [略]	(主任技術者の選任等) 第52条 [略]																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="108 167 305 196">一～二 [略]</td> <td data-bbox="305 167 497 196">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 196 305 349">三 燃料電池発電所 (二に規定するものを除く。), 蓄電所, 変電所, 送電線路 又は需要設備の設 置の工事のための 事業場</td> <td data-bbox="305 196 497 349">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 349 305 378">四・五 [略]</td> <td data-bbox="305 349 497 378">[略]</td> </tr> </table>	一～二 [略]	[略]	三 燃料電池発電所 (二に規定するものを除く。), 蓄電所, 変電所, 送電線路 又は需要設備の設 置の工事のための 事業場	[略]	四・五 [略]	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 167 714 196">一～二 [略]</td> <td data-bbox="714 167 904 196">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 196 714 327">三 燃料電池発電所 (二に規定するもの を除く。), 変電所, 送電線路又は需要 設備の設置の工事 のための事業場</td> <td data-bbox="714 196 904 327">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 327 714 378">四・五 [略]</td> <td data-bbox="714 327 904 378">[略]</td> </tr> </table>	一～二 [略]	[略]	三 燃料電池発電所 (二に規定するもの を除く。), 変電所, 送電線路又は需要 設備の設置の工事 のための事業場	[略]	四・五 [略]	[略]				
一～二 [略]	[略]																
三 燃料電池発電所 (二に規定するものを除く。), 蓄電所, 変電所, 送電線路 又は需要設備の設 置の工事のための 事業場	[略]																
四・五 [略]	[略]																
一～二 [略]	[略]																
三 燃料電池発電所 (二に規定するもの を除く。), 変電所, 送電線路又は需要 設備の設置の工事 のための事業場	[略]																
四・五 [略]	[略]																
<p>2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長、次項並びに第53条第1項、第2項及び第5項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、蓄電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるものみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>一 出力5000kW未満の太陽電池発電所又は蓄電所であって電圧7000V以下で連系等をするもの 前項の表第六号の事業場</p> <p>二～五 [略] 三・四 [略]</p>	<p>2 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長、次項並びに第53条第1項、第2項及び第5項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるものみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。</p> <p>一 出力5000kW未満の太陽電池発電所であって電圧7000V以下で連系等をするもの 前項の表第六号の事業場</p> <p>二～五 [略] 三・四 [略]</p>																
(免状の種類による監督の範囲) 第56条 [略]	(免状の種類による監督の範囲) 第56条 [略]																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="108 888 305 939">主任技術者免状の種類</th> <th data-bbox="305 888 497 939">保安の監督をすることができる範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="108 939 305 968">一～二 [略]</td> <td data-bbox="305 939 497 968">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 968 305 1128">三 [略]</td> <td data-bbox="305 968 497 1128">電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所又は蓄電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="108 1128 305 1157">四～七 [略]</td> <td data-bbox="305 1128 497 1157">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲	一～二 [略]	[略]	三 [略]	電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所又は蓄電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	四～七 [略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 888 714 939">主任技術者免状の種類</th> <th data-bbox="714 888 904 939">保安の監督をすることができる範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 939 714 968">一～二 [略]</td> <td data-bbox="714 939 904 968">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 968 714 1128">三 [略]</td> <td data-bbox="714 968 904 1128">電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1128 714 1157">四～七 [略]</td> <td data-bbox="714 1128 904 1157">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲	一～二 [略]	[略]	三 [略]	電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）	四～七 [略]	[略]
主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲																
一～二 [略]	[略]																
三 [略]	電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所又は蓄電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）																
四～七 [略]	[略]																
主任技術者免状の種類	保安の監督をすることができる範囲																
一～二 [略]	[略]																
三 [略]	電圧5万V未満の事業用電気工作物（出力5000kW以上の発電所を除く。）の工事、維持及び運用（四又は六に掲げるものを除く。）																
四～七 [略]	[略]																
(使用前安全管理検査) 第73条の2の2 [略]	(使用前安全管理検査) 第73条の2の2 [略]																
<p>一～二 [略]</p> <p>三 変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する電力用コンデンサ</p> <p>四 変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル</p> <p>五 電力貯蔵装置（蓄電所に属する出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上のものを除く。）</p> <p>六～八 [略]</p>	<p>一～二 [略]</p> <p>三 変更の工事を行う発電所又は変電所に属する電力用コンデンサ</p> <p>四 変更の工事を行う発電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル</p> <p>五 電力貯蔵装置</p> <p>六～八 [略]</p>																

別表第2 (第62条, 第65条関係)				別表第2 (第62条, 第65条関係)			
工事の種類		認可を要するもの	事前届け出を要するもの	工事の種類		認可を要するもの	事前届け出を要するもの
発電所	[略]	[略]	[略]	発電所	[略]	[略]	[略]
蓄電所	<p>一 設置の工事</p> <p>二 変更の工事であって、次の設備に係るもの</p> <p>(一) 変圧器</p> <p>(二) 電圧調整器又は電圧位相調整器</p> <p>(三) 調相機</p>		<p>出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の蓄電所の設置</p> <p>1 電圧17万V以上であって、容量10万kV・A以上の変圧器の設置</p> <p>2 電圧17万V以上であって、容量10万kV・A以上の変圧器の改造であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 20%以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>(2) 電圧調整装置を付加するもの</p> <p>3 電圧17万V以上であって、容量10万kV・A以上の変圧器の取替え</p> <p>1 電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の設置</p> <p>2 電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の改造であって、20%以上の電圧又は容量の変更を伴うもの</p> <p>3 電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上の電圧調整器又は電圧位相調整器の取替え</p> <p>1 電圧17万V以上の蓄電所に係る容量2万kV・A以上の調相機の設置</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>			

				[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
			2 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 2 万 kV・A 以上の調相機の改造であって、20 %以上の電圧又は容量の変更を伴うもの				
			3 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 2 万 kV・A 以上の調相機の取替え				
	(四) 電力用コンデンサ		1 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の群の設置				
			2 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の群の改造であって、20 %以上の容量の変更を伴うもの				
			3 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の群の取替え				
	(五) 分路リアクトル又は限流リアクトル		1 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの設置				
			2 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの改造であって、20 %以上の容量の変更を伴うもの				
			3 電圧 17 万 V 以上の蓄電所に係る容量 1 万 kV・A 以上の分路リアクトル又は限流リアクトルの取替え				
	(六) 周波数変換機器又は整流機器		1 容量 15 万 kV・A 以上又は出力 15 万 kW 以上の周波数変換機器又は整流機器の設置				

	(七) 遮断器	<p>2 容量 15 万 kV・A 以上又は出力 15 万 kW 以上の周波数変換機器又は整流機器の改造であって、20% 以上の電圧の変更又は 20% 以上の容量若しくは出力の変更を伴うもの</p> <p>3 容量 15 万 kV・A 以上又は出力 15 万 kW 以上の周波数変換機器又は整流機器の取替え</p> <p>1 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く.)であって、電圧 17 万 V 以上のものの設置(ガス遮断器又はガス遮断器以外の遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く.)</p> <p>2 送電線引出口の遮断器(需要設備と電氣的に接続するためのものを除く.)であって、電圧 17 万 V 以上のものの改造のうち、20% (ガス遮断器及び真空遮断機にあつては、30%) 以上の遮断電流の変更を伴うもの</p> <p>3 周波数低下による事故の拡大を防止するために設置する遮断器であつて、法第 38 条第 3 項各号に掲げる事業の用に供する電圧 30 万 V 以上のものの設置</p> <p>4 他の者が設置する電気工作物(需要設備を除く.)と電氣的に接続するための遮断器であつて、電圧 17 万 V 以上のものの取替え</p>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
--	---------	---	------	------	------	------

	<p>(八) 逆変換装置</p>	<p>出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の電力貯蔵装置に係る逆変換装置の設置、取替え又は改造であって、20%以上の電圧若しくは出力の変更を伴うもの</p>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	<p>(九) 電力貯蔵装置</p>	<p>1 出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の電力貯蔵装置の設置</p> <p>2 出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の電力貯蔵装置の改造であって、20%以上の出力又は容量の変更を伴うもの</p>				
	<p>三 附帯設備</p>					
	<p>(一) 蓄電所の運転を管理するための制御装置</p>	<p>出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の蓄電所に係る制御装置の改造であって、制御方式の変更を伴うもの</p>				

別表第3 (第63条, 第66条, 第78条関係)

電気工作物の種類	記載すべき事項		[略]
	一般記載事項	[略]	
一 発電所	[略]	[略]	[略]
一の二 蓄電所	<p>1 蓄電所の名称及び位置(都道府県群市区町村字を記載すること。)</p> <p>2 蓄電所の出力、容量及び周波数</p>		<p>送電関係一覽図</p> <p>事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書(電圧17万V以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。)</p> <p>騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書</p> <p>振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書</p> <p>蓄電所の概要を明示した地形図</p> <p>主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図</p> <p>単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)</p>

別表第3 (第63条, 第66条, 第78条関係)

電気工作物の種類	記載すべき事項		[略]
	一般記載事項	[略]	
一 発電所	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

			<p>新技術の内容を十分に説明した書類</p> <p>電磁誘導電圧計算書（電圧17万V以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）</p>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
(一) 変圧器	第二号一(一)の中欄に準ずるもの	第二号(一)の下欄に準ずるもの					
(二) 電圧調整器又は電圧位相調整器	第二号(二)の中欄に準ずるもの	第二号(二)の下欄に準ずるもの					
(三) 調相機	第二号(三)の中欄に準ずるもの	第二号(三)の下欄に準ずるもの					
(四) 電力用コンデンサ	第二号(四)の中欄に準ずるもの	第二号(四)の下欄に準ずるもの					
(五) 分路リアクトル又は限流リアクトル	第二号(五)の中欄に準ずるもの	第二号(五)の下欄に準ずるもの					
(六) 周波数変換機器又は整流機器	第二号(六)の中欄に準ずるもの	第二号(六)の下欄に準ずるもの					
(七) 遮断器	第二号(七)の中欄に準ずるもの	第二号(七)の下欄に準ずるもの					
(八) 逆変換装置	第一号(六)9の中欄に準ずるもの	第一号(六)9の下欄に準ずるもの					
(九) 電力貯蔵装置	第一号(六)10の中欄に準ずるもの	第一号(六)10の下欄に準ずるもの					
(十) 蓄電所の運転を管理するための制御装置	第一号(七)1の中欄に準ずるもの	第一号(七)1の下欄に準ずるもの					

別表第4(第65条)

工事の種類	事前届出を要するもの
一～七 [略]	[略]
八 [略]	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置(特定施設の種別ごとの数を当該特定施設の種別について直近に届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であって騒音防止の能力の減少を伴うもの
九 [略]	発電所、蓄電所、変電所、送電線路、電力保安用通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置若しくは改造であって能力の変更を伴うもの又はこれらに係る振動防止設備の廃止若しくは改造であって振動防止の能力の減少を伴うもの
十 [略]	[略]

別表第4(第65条関係)

工事の種類	事前届出を要するもの
一～七 [略]	[略]
八 [略]	発電所、変電所、送電線路、電力用保安通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における空気圧縮機、送風機、通風機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置(特定施設の種別ごとの数を当該特定施設の種別について直近に届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く。)又はこれらに係る騒音防止設備の廃止若しくは改造であって騒音防止の能力の減少を伴うもの
九 [略]	発電所、変電所、送電線路、電力保安用通信設備、需要設備若しくはこれらの設置のための事業場における圧縮機、破砕機、粉砕機、摩砕機、ふるい若しくは分級機(振動規制法第2条第1項に規定する特定施設に該当するものに限る。)の設置若しくは改造であって能力の変更を伴うもの又はこれらに係る振動防止設備の廃止若しくは改造であって振動防止の能力の減少を伴うもの
十 [略]	[略]

電気関係報告規則

(定義)

第1条 [略]

2 [略]

一・二 [略]

三 [略]

イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力3万kW以上のものに限る。）、変圧器（電圧17万V以上かつ容量が10万kV・A以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量2万kV・A以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上の群に属するものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからホまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量15万kV・A以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量15万kV・A以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）並びに遮断器（電圧17万V以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。)

ロ～ホ [略]

ハ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。）、調相機（電圧17万V以上の蓄電所に係る容量2万kV・A以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧17万V以上の蓄電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量1万kV・A以上のものに限る。）並びに電力貯蔵装置（出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上のものに限る。)

ト～リ [略]

四～十 [略]

十一 「放電支障事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることをいう。

十二・十三 [略]

(定義)

第一条 [略]

2 [略]

一・二 [略]

三 [略]

イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力3万kW以上のものに限る。）、変圧器（電圧17万V以上かつ容量が10万kV・A以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからハまでにおいて同じ。）、負荷時電圧位相調整器（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからハまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量2万kV・A以上のものに限る。以下ロからハまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上の群に属するものに限る。以下ロからハまでにおいて同じ。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（送電電圧17万V以上の発電所に係る容量1万kV・A以上のものに限る。以下ロからハまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量15万kV・A以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量15万kV・A以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）並びに遮断器（電圧17万V以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。)

ロ～ホ [略]

[新設]

ハ～チ [略]

四～十 [略]

[新設]

十一・十二 [略]

(事故報告)

第3条 電気事業者（法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、2以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

(事故報告)

第3条 電気事業者（法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、2以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一～三 [略]	[略]	[略]
四 [略]	[略]	[略]
イ～ハ [略]		
ト 出力1万kW以上又は容量8万kW・h以上の蓄電所		
チ～ヌ [略]		
五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。）	経済産業大臣	経済産業大臣
イ～ハ [略]		

事故	報告先	
	電気事業者	自家用電気工作物を設置する者
一～三 [略]	[略]	[略]
四 [略]	[略]	[略]
イ～ハ [略]		
[新設]		
ト～リ [略]		
五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第三号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。）	経済産業大臣	経済産業大臣
イ～ハ [略]		

(公害防止等に関する届出) 第4条 [略]				(公害防止等に関する届出) 第4条 [略]			
届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先	届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一～五 [略]	[略]	[略]	経済産業大臣(出力90万kW未満の水力発電所に属する電気工作物、火力発電所に属する電気工作物、蓄電所に属する電気工作物、電圧30万V未満の変電所(容量30万kV・A以上若しくは出力30万kW以上の周波数変換機器又は出力10万kW以上の整流機器を設置するものを除く。)に属する電気工作物、電圧30万V(直流にあっては、10万V)未満の送電線路に属する電気工作物、電圧30万V(直流にあっては、10万V)未満の電力系統に係る保安通信設備に属する電気工作物又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長、第六号に掲げる場合)にあっては、10万V)未満の電力系統に係る保安通信設備に属する電気工作物又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長、第六号に掲げる場合)にあっては、当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)	一～五 [略]	[略]	[略]	経済産業大臣(出力90万kW未満の水力発電所に属する電気工作物、火力発電所に属する電気工作物、電圧30万V未満の変電所(容量30万kV・A以上若しくは出力30万kW以上の周波数変換機器又は出力10万kW以上の整流機器を設置するものを除く。)に属する電気工作物、電圧30万V(直流にあっては、10万V)未満の送電線路に属する電気工作物、電圧30万V(直流にあっては、10万V)未満の電力系統に係る保安通信設備に属する電気工作物又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長、第六号に掲げる場合)にあっては、当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)
六 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第2条第1項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合(当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)	[略]	[略]	六 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第2条第1項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合(当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)	六 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第2条第1項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合(当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)	[略]	[略]	六 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置された発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって、同法第2条第1項の特定施設に該当するものの使用の方法を変更する場合(当該変更が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。)
七～十三 [略]	[略]	[略]	七～十三 [略]	七～十三 [略]	[略]	[略]	七～十三 [略]

<p>十四 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所が同法第3条第1項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となった場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>当該発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十五 振動規制法第2条第1項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第3条第1項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される発電所、蓄電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となった場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十四 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第2条第1項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所が同法第3条第1項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となった場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>
<p>十五 振動規制法第2条第1項の特定施設(この号において「特定施設」という。)に該当する電気工作物を設置する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所が同法第3条第1項の規定により指定された地域(この号において「指定地域」という。)となった場合又は指定地域内に設置される発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物が特定施設となった場合</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>当該発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長</p>

<p>十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第五号の二、若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって同法第2条第1項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所(法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地)に変更があった場合</p>	[略]	[略]	[略]
<p>十七 [略]</p>		[略]	
<p>十七の二 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される発電所、蓄電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第2条第1項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合</p>	[略]	[略]	[略]
<p>十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第五号の二、若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であって同法第2条第1項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所(法人にあっては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地)に変更があった場合</p>	[略]	[略]	[略]
<p>十七 [略]</p>		[略]	
<p>十七の二 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所又はこれらに準ずる場所の同法第2条第1項の特定施設に該当する電気工作物の全てを廃止した場合</p>	[略]	[略]	[略]

<p>十七の二の二 振動規制法第 3条第1項の規 定により指定 された地域内 に設置される 発電所、蓄電 所、変電所、開 閉所又はこれ らに準ずる場 所の同法第2条 第1項の特定施 設に該当する 電気工作物の 全てを廃止し た場合</p>	[略]	[略]	[略]	<p>十七の二の二 振動規制法第 3条第1項の規 定により指定 された地域内 に設置される 発電所、変電 所、開閉所又は これらに準ず る場所の同法 第2条第1項の 特定施設に該 当する電気工 作物の全てを 廃止した場合</p>	[略]	[略]	[略]
<p>(自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告) 第5条 [略]</p> <p>一 発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合(法第47条第1項若しくは第2項の認可を受け、又は法第48条第1項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。)</p> <p>二 発電所、蓄電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合</p>				<p>(自家用電気工作物を設置する者の発電所の出力の変更等の報告) 第5条 [略]</p> <p>一 発電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合(法第47条第1項若しくは第2項の認可を受け、又は法第48条第1項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。)</p> <p>二 発電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合</p>			
電気工事士法施行規則							
<p>(自家用電気工作物から除かれる電気工作物) 第1条の2 法第2条第2項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、蓄電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。))及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。及び保安通信設備とする。</p>				<p>(自家用電気工作物から除かれる電気工作物) 第1条の2 法第2条第2項の経済産業省令で定める自家用電気工作物は、発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路(発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。))及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。及び保安通信設備とする。</p>			

令和 4 年政令 362 号
電気事業法施行令の一部を改正する政令
令和 4 年 11 月 30 日改正
令和 4 年 12 月 1 日施行

電気事業法施行令

改正後		改正前	
(権限の委任) 第 46 条 [略] 2 [略] 3 [略]		(権限の委任) 第 46 条 [略] 2 [略] 3 [略]	
一～十二[略]	[略]	一～十二[略]	[略]
十三 [略] (一)～(五) [略] (六) 蓄電用の電気工作物(専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号(六)において同じ。)に関するもの (七)～(十一) [略]	[略]	十三 [略] (一)～(五) [略] [新設] (六)～(十) [略]	[略]
十四・十五 [略]	[略]	十四・十五 [略]	[略]
十六 [略] (一)～(五) [略] (六) 蓄電用の電気工作物の工事に関するもの (七)～(十)	[略]	十六 [略] (一)～(五) [略] [新設] (六)～(九) [略]	[略]
十七 法第51条第3項(登録に係る部分を除く。)及び第5項から第7項までの規定に基づく権限であって、前号(一)から(十)までに掲げるもの(1の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。)		十七 法第51条第3項(登録に係る部分を除く。)及び第5項から第7項までの規定に基づく権限であって、前号(一)から(九)までに掲げるもの(1の産業保安監督部の管轄区域内のみにある電気工作物に関するものに限る。)	
十八～二十六 [略]		十八～二十六 [略]	
二十七 [略]	小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長	二十七 [略]	小売電気事業若しくは特定卸供給事業に係る業務を行う区域、供給区域、供給地点若しくは電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は電気工作物の設置の場所若しくはボイラー等若しくは格納容器等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長

二十八～三十四 [略]	[略]
三十五 [略]	ボイラー等の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
三十六～三十九 [略]	[略]

二十八～三十四 [略]	[略]
三十五 [略]	ボイラー等 又は格納容器等 の検査の場所を管轄する産業保安監督部長
三十六～三十九 [略]	[略]

令和4年政令364号
 高压ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
 関係政令の整備及び経過措置に関する政令
 令和4年11月30日改正
 令和5年4月1日施行

電気事業法施行令

改正後	改正前
(登録 適合性確認 機関の登録等の有効期間) 第41条 法第70条第1項(法第 80条の6 及び第96条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、3年とする。	(登録 安全管理審査 機関の登録等の有効期間) 第41条 法第70条第1項(法第96条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、3年とする。
(権限の委任) 第46条 [略] 2 [略] 3 次の表の左欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の右欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第 二十八号 から第 四十号 までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。	(権限の委任) 第46条 [略] 2 [略] 3 次の表の左欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の右欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第一号、第四号から第六号まで、第八号、第九号及び第 二十七号 から第 三十九号 までに掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。
一～十二[略]	一～十二[略]
十三 [略] (一)～(五) [略] (六) 蓄電用の電気工作物(専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第 十七号 (六)において同じ。)に関するもの (七)～(十一) [略]	十三 [略] (一)～(五) [略] (六) 蓄電用の電気工作物(専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第 十六号 (六)において同じ。)に関するもの (七)～(十一) [略]
十四・十五 [略]	十四・十五 [略]
十六 法第46条の規定に基づく権限	[新設]
電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	[新設]
十七～三十二 [略]	十六～三十一 [略]
三十三 [略]	三十二 [略]
特定計量(法第103条の2第1項に規定する特定計量をいう。第 三十九号 において同じ。)をとする者の事業所を管轄する経済産業局長	特定計量(法第103条の2第1項に規定する特定計量をいう。第 三十八号 において同じ。)をとする者の事業所を管轄する経済産業局長
三十四～四十 [略]	三十三～三十九 [略]

電気工事士法施行令

改正後	改正前
<p>(電気工事士試験) 第7条 電気工事士試験(以下「試験」という。)は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験(以下「学科試験」という。)及び技能試験の方法により行う。</p>	<p>(電気工事士試験) 第7条 電気工事士試験(以下「試験」という。)は、筆記試験及び技能試験の方法により行う。</p>
<p>(学科試験) 第8条 学科試験は、次の表の左欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について行う。</p>	<p>(筆記試験) 第8条 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる科目について行う。</p>
<p>(技能試験) 第10条 技能試験は、当該試験の学科試験の合格者又は前条の規定により学科試験を免除された者に対し、第8条第1項の表の左欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる科目の範囲内において、経済産業省令で定めるところにより、必要な技能について行う。</p>	<p>(技能試験) 第10条 技能試験は、当該試験の筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対し、第8条第1項の表の左欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる科目の範囲内において、経済産業省令で定めるところにより、必要な技能について行う。</p>
<p>(受験手続等) 第11条 試験を受けようとする者は、受験願書に写真を添えて、経済産業大臣が試験を行う場合にあっては受験地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に、指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては指定試験機関に提出しなければならない。この場合において、第9条第1項の規定により第1種電気工事士試験の学科試験の免除を申請する者には同項に規定する者であることを、同条第2項の規定により第2種電気工事士試験の学科試験の免除を申請する者には同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 2 [略]</p>	<p>(受験手続等) 第11条 試験を受けようとする者は、受験願書に写真を添えて、経済産業大臣が試験を行う場合にあっては受験地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に、指定試験機関が試験事務を行う場合にあっては指定試験機関に提出しなければならない。この場合において、第9条第1項の規定により第1種電気工事士試験の筆記試験の免除を申請する者には同項に規定する者であることを、同条第2項の規定により第2種電気工事士試験の筆記試験の免除を申請する者には同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 2 [略]</p>